

介護医療院重要事項説明書

<2024年4月1日 現在>

介護医療院とは

「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として、平成30年4月に創設された介護保険施設です。日常的な医学管理やターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。したがって、利用者の生活様式に配慮し、長期療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重や家族や地域住民との交流が可能となる環境や、経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や充実したターミナルケア体制が求められています。

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話 058-238-8555 (月曜日～土曜日 午前9時～午後12時)

担当 _____ 宮崎 紫津子 _____

(ご不明な点は、なんでもお尋ねください。)

※担当者不在の場合は、当施設職員が対応させていただきます。

2. 事業所の概要

施設名	しらゆり介護医療院
所在地	岐阜市安食1丁目87番地1
介護保険指定番号	21B0100033
定員	9名

3. 設備の概要

定員		9名	
療養室	個室	3室	12.3㎡
	2人室	3室	28.7～29.5㎡
機能訓練室食堂兼談話室 兼レクリエーション室		1室	42.2㎡
サービス・ステーション (ナース・ヘルパーステーション)		1室	37.6㎡ 福富医院と共用
洗濯室		1室	2.4㎡
診察室 (処置室と兼用)		1室	11㎡
レントゲン室		1室	13.9㎡ 福富医院設置のものを使用
薬局兼事務室		1室	32.7㎡ 1階福富医院と共用

非常災害設備	自動火災報知設備・火災自動通報装置 パッケージ型自動消火設備・消火器 一般停電用予備発電機
--------	---

4. 当事業所の運営方針

当施設では、長期にわたり療養が必要な要介護状態にある利用者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います

5. 職員の配置状況

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	医師	1名		管理指導	1名
医師	医師	1名	5名	診療業務	6名
看護職員	看護師 准看護師	1名以上	2名以上	看護業務	8名
介護職員	初任者研修 介護福祉士	1名 5名	0名 0名	介護業務	6名
介護支援専門員			1名	ケアマネジメント	1名
栄養士	管理栄養士	1名		栄養管理	1名

6. 提供するサービスの内容

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 (食事時間) 朝食 6:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:00～
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。 医師による診察は、週1回行ないます。 それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 おむつを使用する方に対しては、1日4～5回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 全介助の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護職員が、健康管理を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士、作業療法士により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止するための訓練を実施します。

その他	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能低下の防止のため、できる限り離床に配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
-----	--

7. 利用料金

(1) サービス利用料

要介護度		介護保険サービス費			
		一日あたりの利用料金	介護保険適応時の1日あたりの自己負担金額		
			1割	2割	3割
1	多床室	8,210円	821円	1,642円	2,463円
	従来型個室	7,110円	711円	1,422円	2,133円
2	多床室	9,300円	930円	1,860円	2,790円
	従来型個室	8,200円	820円	1,640円	2,460円
3	多床室	11,650円	1,165円	2,330円	3,495円
	従来型個室	10,550円	1,055円	2,110円	3,165円
4	多床室	12,640円	1,264円	2,528円	3,792円
	従来型個室	11,550円	1,155円	2,310円	3,465円
5	多床室	13,550円	1,355円	2,710円	4,065円
	従来型個室	12,450円	1,245円	2,490円	3,735円

(2) 加算・減算について

初期加算	入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから算定 過去3ヶ月間（認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間）に入所したことがない場合	300円/日 入所日から30日間
処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月迄)	介護職員の処遇改善を目的に、基準に適合している施設が、入所者に対しサービスを行った場合	所定単位数× 加算率(2.6%)
ベースアップ等 支援加算 (令和6年5月迄)	人材確保に向けた経済対策の取り組みとして職員の定着率の向上、処遇改善を行いサービスの質を維持する目的	1ヶ月の利用合計額× 加算率(0.5%)
介護職員等 処遇改善加算Ⅲ (令和6年6月～)	介護職員等の確保に向けて現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階に一本化	総報酬単位数× 加算率(3.6%)
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上を占めていること	60円/日

栄養マネジメント 加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により栄養ケアマネジメントが行なわれた場合	110円／日
安全管理体制 未実施減算 (令和6年5月迄)	担当者が安全対策にかかわる外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている事業所を評価する加算が未実施	-50円／日
科学的介護 推進体制加算 (令和4年4月～)	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するため	60円／日
療養食加算	疾病治療の観点から通常の食事よりも管理栄養士や栄養士が管理する療養食が求められることがあり、疾病患者である入所者に対し療養食を提供した場合	60円／回 180円／日

利用料金(1)(2)は目安とし、自己負担分1単価当たり10円で表記してあります。岐阜市の地域区分の単価は実際10.27円で計算しています。

(3) 介護保険給付対象外のサービス

理美容代	理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	2420円／回
病衣・タオル	CSセット申込の方はトーカイ様との直接契約となります。	198円
貸出料	テレビ	550円／日

(4) 食費・居住費

1日あたり		負担限度額				
		基準費用額 (第4段階)	第3段階①	第3段階②	第2段階	第1段階
食費		1,500円	650円	1,360円	390円	300円
居住 費	多床室	437円		430円	430円	0円
	従来型個室	1,728円		1,370円	550円	550円

※

- ・利用者負担第1段階 (生活保護受給者・市町村民税世帯非課税者である高齢福祉年金受給者)
- ・利用者負担第2段階 (市町村民税世帯非課税者で年金収入額等80万円以下)
- ・利用者負担第3段階① (市町村民税世帯非課税者で年金収入額等80万円超120万円以下)
- ・利用者負担第3段階② (市町村民税世帯非課税者で年金収入額等120万円超)

(2) 解約料

利用者はいつでも解約をすることができ、一切費用はいただきません。

(3) 支払方法

料金は月ごとの精算とし、毎月15日頃に前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払いは福富医院受付窓口までお願いします。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

施設の閉鎖又は縮小する場合等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他施設等をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが、当施設に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) 施設の利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 午前7時～午後8時まで 来訪者は、必ずその都度面会者名簿にご記入ください。
居室、設備、器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	施設内においては禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	金銭・貴重品の持ち込みは、原則お断りいたします。
宗教活動（販売）	宗教活動や勧誘・販売等は固くお断りいたします。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担当者	宮崎 紫津子 ※担当者不在の場合は、当施設職員が対応させていただきます。
連絡方法	電話 058-238-8555 FAX 058-238-8556
受付日	月曜日～金曜日（但し、下記の日を除く） （土曜日、日曜日、国民の祝日、8月14日15日、 12月31日から翌年1月3日）
受付時間	午前9時～午後7時

(2) その他相談・苦情窓口

苦情相談窓口	連絡先
岐阜市役所 介護保険課	受付時間 平日 午前8時45分～午後5時30分 電 話 058-265-4141 住 所 岐阜県岐阜市司町40番地1
岐阜県国民健康保険 団体連合会	受付時間 平日 午前9時～午後5時 電 話 058-275-9826 住 所 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜県福祉・農業会館内

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、ご家族、介護支援専門員等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

12. 非常災害対策

消防法その他関係法規の定めるところにより、全職員は火災その他災害の発生を未然に防ぐよう努める他、災害発生時に備え定期的な訓練を行います。また、災害発生時には日常の訓練に基づいて利用者の安全を図ります。

責任者として消防法に定める防火管理者1名を置いています。

13. 秘密の保持について

- (1) 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- (2) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取

扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- (3) 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

1 4. 衛生管理等

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。